

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

- 【意見等】
- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	34	環境部 地域エネルギー課	ECOオフィスプラン(第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))について	<p>本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を定めるとともに取組を示し、環境負荷の低減と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として、ECOオフィスプラン(第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))を令和4年6月に策定しました。</p> <p>前計画の最終年度である令和2年度における取組項目の達成状況を確認したところ、燃料・エネルギー8項目のうち、使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標を達成したのは重油及び電気のみであり、その他の項目は目標を達成することができませんでした。</p> <p>エネルギー等使用量を削減するため庁内向けに様々な取組を推進していること、また、環境マネジメントシステムの実施方法について、継続的に取り組むのが重要であることは理解しますが、一方で同じ実施方法ではマンネリ化し、職員全体に削減意識が十分に浸透していないのではないかと考えます。</p> <p>具体的には、電気、水道、ガス、紙購入量などの実績データの推移をできるだけ分かりやすい形で取りまとめるとともに、その結果を庁内に公表し、見える化を図ることにより、取り組んだ成果を実感でき、更なる意識向上につながるのではないかと考えます。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減に向けたエネルギー等使用量の削減のためには、職員一人ひとりの地道な取組が必要になりますが、一人の小さな取組が全体の成果につながることを職員に意識してもらえよう、効果的な実施方法について検討してください。</p>	<p>令和4年11月18日に、「令和3年度(2021年度)事務事業における温室効果ガス排出量について(報告)」を庁内掲示板に掲載し、周知しました。令和2年度分までの報告において数値を記載したのは、燃料・エネルギー等の使用実績とそれらの使用に伴う総温室効果ガス排出量でしたが、令和3年度分の報告においては、燃料・エネルギーの使用に伴うそれぞれの温室効果ガス排出量を記載しました。また、温室効果ガス排出量の最も多い電気については、主な施設の使用量をグラフ化して掲載し、見える化を図りました。</p> <p>また、脱炭素化への意識を高めるため、エネルギーに関する庁内研修を「ゼロカーボンシティ推進研修」と名付け、職員の業務と関連する内容として、「EVシフトの潮流と自治体」を、本年2～3月に実施しました。</p> <p>さらに、推進体制の強化として、課長級職員を構成員とする「地球温暖化対策推進庁内検討会」を創設の上、11月に開催し、令和3年度の事務事業における温室効果ガス排出量等について報告し、職員全体に削減意識が十分に浸透するよう認識の共有を図りました。以上のように、工夫や新規の取組等を行いながら、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	35	環境部 環境政策課	生物多様性たからづか戦略について	<p>生物多様性戦略の効果的な推進のため、21の項目について目標値及び生物多様性戦略が改訂された平成28年度の現状値と比較して評価しており、令和3年度の達成率は52.4%となっています。評価の方法について所管課に確認したところ、「毎年度、各項目の所管課に実績値を確認しているが、内容の検証はできていない。」旨の説明を受けました。各項目の達成状況について結果を公表するだけでなく、各項目の所管課と連携し、目標値に対する具体的な取組内容とその進捗、成果、課題等について検証した上で、評価をすることが必要ではないかと考えます。</p> <p>また、重点が置かれている生物多様性を支える人づくりや仕組みづくりの進捗状況について所管課に確認したところ、「活動拠点施設は設置したが、生物多様性アドバイザー制度の導入や関係部局で構成する推進組織の設置には至っていない。また、たからづか環境マスター(以下「環境マスター」という。)は制度開始時に認定した以降、新たな認定はしていない。」旨の説明を受けました。コロナ禍などにより一時認定が進まなかった理由は一定理解できますが、現在認定されている環境マスターの活動の場も限られたものとなっています。生物多様性戦略の目的である、行政と市民等の協働による生物多様性の保全を推進していく上では、市が環境マスターの活動の場を提供し、後継者を育成していくことが必要ではないかと考えます。</p> <p>生物多様性戦略は令和6年度に行動計画の改訂が予定されています。改訂に当たっては、各項目の進捗状況や成果、課題について十分に検証・評価を行い、その内容を反映した実効性のあるものとなるよう取り組んでください。</p>	<p>生物多様性たからづか戦略については、令和6年度に改定を予定しているため、行動計画の各項目について再検討し、進捗や成果、課題等について所管課とともに検証できる内容となるよう修正します。</p> <p>環境マスターについては、制度自体を実現可能なものとするよう検証の上、見直し、実態に則した認定ができる制度となるよう改めます。現在すでに認定している環境マスターの方々についても、令和4年度から再開しているECO講座での講師としての活用などを検討します。</p> <p>また環境マスター制度に限らず、各活動団体の後継者問題についても市と団体に協力して取り組んでいくとともに、南部の拠点として位置付けた北雲雀きずきの森の活用策についても検討し、行政と市民等の協働による生物多様性の保全を推進していきます。</p>
4	定監	36	環境部 生活環境課	樹木葬式墓所について	<p>樹木葬は、令和2年度に実施した市民意識調査において需要が高かったことから、宝塚すみれ墓苑に整備し、市民の墓地需要に応えようとするものです。また、樹木葬の中でも墓所の種類として人気のあるガーデニング型、シンボルツリー型を整備し、その中で遺骨がそのまま土に還る区分や期限後に合葬する区分を設定しており、整備工事は令和4年10月に開始し、令和5年度から供用開始予定となっています。</p> <p>整備工事は開始されていますが、工事費、維持管理費、墓地需要数、樹木葬の区分ごとの貸出方法や料金設定などを反映したシミュレーションや資金計画表が作成されていませんでした。その理由について所管課に確認したところ、「樹木葬については、設置場所や墓所の規模を選定する上で、概算費用や市民意識調査の結果を踏まえた需要数の算出を行い、現在の内容に決定した。なお、初期投資以外の費用はあまり必要ない合葬墓とは異なり、樹木や草花をシンボルとした墓所であるという樹木葬の特性上、工事の内容がある程度確定しないと維持管理費等の算出ができなかったため、資金計画表は現在作成しているところである。」旨の説明を受けました。整備工事の発注に当たっては、本来であれば事前にシミュレーションを行い、資金計画表を作成し、過大投資とならないよう、一定期間内での採算が取れることを確認した上で決定すべきであったのではないかと考えます。</p> <p>既に民間等でも樹木葬の取組は進んでいることから、速やかに資金計画表を作成し、価格設定も含め、利用者にとって魅力的なものとなるよう努めてください。</p>	<p>資金計画表については、墓地に関する市民意識調査の結果等から算出した墓地需要数や市場の変化を踏まえて作成した事業計画書に基づき、また樹木葬式墓所の工事費や想定される運営費と収入との比較、民営の樹木葬の料金等を参考に料金設定を行い、耐用年数とされる60年間をシミュレーションし、作成しました。また、樹木の育成や草花の世話や植え替えなどを行い、魅力ある墓所づくりに努めます。</p>

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	37	環境部 施設建設課	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業について	<p>クリーンセンターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の老朽化等のため、所管課において宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業が進められています。事業期間は令和4年10月から令和29年9月までであり、施設等の整備期間が令和4年10月から令和14年9月まで、施設の運営期間が令和6年4月から令和29年9月までとなっています。</p> <p>懸念事項の1つとして、長期間にわたる契約のため、賃金水準又は物価水準の変動によるリスクが考えられます。所管課からは、「リスク分担については契約書等へ反映しており、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業整備工事契約において、スライド条項(工事契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、契約金額の変更を請求することができる制度)を定めている。」旨の説明を受けました。昨今の大型公共施設建設の事例にもあるように、物価水準等の上昇に伴い契約金額が大幅に増額となる可能性もありますので、今後も物価水準等の変動について十分注視していくよう努めてください。</p>	長期間にわたる契約であるため、物価水準等について、今後、十分注視し、適切に対応していきます。
4	定監	38	環境部 管理課	宝塚市廃棄物減量等推進員について	<p>ごみゼロ推進員の登録団体数及び登録人数は令和元年度以降減少傾向にあります。ごみゼロ推進員1人当たり年間2,000円の啓発手数料が自治会等の各団体に支出されていますが、令和3年度に実施したアンケート結果で、使用用途について「環境整備関係」と回答した団体は全体の36%でしたが、「特に決まっていない」と回答した団体が33%、「親睦」と回答した団体が4%等あり、ごみゼロ推進員が活動をする上で必要と認める費用かどうかの詳細が確認できていない状況となっていました。所管課が設定したアンケートの選択項目等を見直して、使用用途が把握できるようにしてください。</p> <p>また、研修については、「以前は年1回程度、クリーンセンターでの説明や見学会を実施していたが、コロナ禍のため、令和元年6月に開催した以降実施していない。」旨の説明を受けました。ごみゼロ推進員の任期は2年であるため、1回も研修を受講できないまま任期を終えるごみゼロ推進員がいる可能性があります。コロナ禍においても、手法を工夫して研修を実施するよう検討してください。ごみゼロ推進員が効果的に啓発活動を行うことができるよう環境整備に努めるとともに、登録団体数の増加に向けた取組を検討してください。</p>	<p>ごみゼロ推進委員アンケートについて、適正な内容とし、また、今後の活動指針に繋がるよう改めます。</p> <p>研修については、メールによる情報発信や、自治会回覧資料の配布を行い、研修の有無にかかわらず啓発活動ができるよう整備に努めるとともに、ホームページで登録団体を広めるよう有用な情報発信に努めます。</p>
4	定監	39	環境部 管理課	宝塚市再生資源集団回収奨励金について	<p>事前登録した5世帯又は10人以上で構成する団体が収集した古紙類(新聞・雑誌・ダンボール等)、布類、缶類、瓶類等を団体が直接契約した回収業者に引渡すことにより再資源化している活動に対して、引渡量1kg当たり3円の宝塚市再生資源集団回収奨励金を市から団体へ交付しています。</p> <p>登録団体数や回収量が減少傾向にありますが、再資源化について有効な手段であると考えますので、引き続き登録団体数の増加に努めてください。</p>	ホームページでの紹介、わかりやすい申請方法など、参加しやすい体制を整え、登録団体の増加に努めます。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	40	環境部 業務課	古紙引渡契約について	<p>ごみステーションに排出された新聞、雑誌、ダンボール、布などの資源ごみ回収業務について、資源ごみの無償引渡契約である資源物引渡契約(以下「引渡契約」という。)を宝塚市エコリサイクル事業協同組合(以下「協同組合」という。)と締結しています。平成30年度から市内80%の地域を対象としており(残り20%は市の直営により回収)、令和5年度以降は20%の地域についても追加する予定となっています。</p> <p>当該地域における資源ごみ回収業務に対する苦情件数は、令和2年度392件、令和3年度347件、令和4年度(10月末時点)183件であり、主な内容は収集漏れと収集遅延によるものです。苦情件数が多い理由について所管課に確認したところ、「通常のごみ収集はパッカー車1台に対して3人体制で行っているが、協同組合はトラック1台に対して1人体制で行っているため、収集漏れや収集遅延が発生している。」旨の説明を受けました。</p> <p>収集については、資源物の回収に関する業務仕様書(以下「資源物回収仕様書」という。)で、「回収業務は原則として午前8時から午後3時30分までに行い、午前及び午後には回収状況を発注者に報告すること。回収時間帯は、特別な事情がない限りほぼ一定すること。」とされています。しかし、抽出した業務報告書を確認したところ、収集完了時間が午後4時45分や午後5時となっていることや、午前・午後の報告が大幅に遅れているなどの事例が散見され、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となっていない状況が確認されました。</p> <p>令和5年度以降は市内全域が引渡契約の対象となる予定であり、苦情件数の更なる増加に伴う市の苦情対応に係る人件費の増加が懸念されます。所管課においては、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となるよう指導を行ってください。</p>	<p>定期監査終了後に、協同組合側と協議を行い、改めて中間報告と終了報告の提出、業務終了時間について仕様書記載事項の厳守について指導しました。</p> <p>令和5年度からは、市内全域の収集をエコリサイクルに任せることになりますので昨年10月以降定期的に、業務引継ぎ、打ち合わせを行っています。収集終了時間の改善については協議を継続中ですが、令和5年度開始の新収集エリアだけでなく、終了時刻が遅くなりがちな既存エリアにも、増車、応援を投入する予定となっています。また、取り漏れ防止については、引き続きごみステーション管理システムの地図データを送付するなど側面支援を続けていきます。仕様書記載の収集業務終了時間(午後3時30分)については、一般廃棄物収集運搬業務の終了時刻に合わせているため、現時点では変更する予定はありませんが、午後3時30分までに終了できない見込みの場合の報告を徹底するよう指導しています。</p>
4	定監	41	環境部 業務課	粗大ごみ受付センター運営業務委託について	<p>粗大ごみ等の収集・持込みに係る電話受付業務を委託しており、電話回線は5回線、オペレーターは最大5人での運用となっています。一般的なコールセンター業務における指標である応答率(着信した電話にオペレーターが応答できた割合)について、粗大ごみ受付センター運営業務委託仕様書(以下「粗大ごみ受付仕様書」という。)では「常時高い応答率(1月当たり90%以上)を確保すること。」とされています。本委託業務における月平均の応答率は粗大ごみ受付仕様書にある、90%以上を達成できていない月が多くあります。各月の応答率の内訳を確認したところ、週明けの平日は着信数が多いため応答率は低く、土日は着信数が少ないため応答率は高い傾向がありました。週明けの平日には回線数の上限である5人のオペレーターが配置されており増員は難しい状況ですが、土日は回線数に満たない人員配置でありながら応答率が高く受付体制に余裕があります。</p> <p>応答率が低いことは利用する市民の満足度の低下につながります。週明けの平日には電話がつながりにくい現状とともに、土日に電話受付をしていることを積極的に広報し着信の分散を図ることにより、応答率の向上に努めてください。</p>	<p>令和4年12月20日に受託業務責任者、コールセンター責任者と協議を行い、応答率低下は休憩等でオペレーターが離席したタイミングで電話が集中するケースが主な原因であると分析しています。</p> <p>受託者は本年1月10日付で新人オペレーター10名を採用、研修を実施し、宝塚市業務受電可能なオペレーターを増加させており、以前よりも柔軟な対応が可能な状況となっています。</p> <p>同時に、月曜日、休日明け等に集中しがちなコールを、比較的コール数の少ない土日への誘導するため、今後も市ホームページや広報誌等での周知を行っていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	42	選挙管理委員会事務局	選挙投票率向上に係る取組について	<p>選挙投票率を高めるための取組について所管課に確認したところ、「地域イベントでの選挙啓発や明るい選挙啓発標語募集等に加え、投票率が低い若い世代に向けては、政治への関心、参加意識及び自治意識の醸成を目的に、小中学校生、高校生に対して、模擬投票、生徒会選挙支援、選挙出前授業等を実施し、選挙に親しみや興味を持ってもらえるよう取り組んでいる。また、令和4年度からの取組として、18歳の新有権者に対して送付している誕生日のお祝いと選挙権の大切さを伝えるはがきに、選挙の必要性や投票の仕方などを分かりやすく示した若者向けのホームページにリンクさせる2次元バーコードを印刷したことや、選挙を身近に感じてもらうための取組として、10代から30代の市民を対象に期日前投票の立会人を公募し、令和4年実施の参議院議員通常選挙では4人の方に立会人の職務を依頼した。更に、住民票と異なる所に居住している選挙人が行う不在者投票において、以前は郵便又は直接での請求しかできなかったが、マイナンバーカードを活用してインターネットによる請求を行うことができるようにしたこと、県外に居住している学生等の若い世代にも活用された。」旨の説明を受けました。</p> <p>この他にも、SNS等による情報発信や広報たからづかの特集記事で若い世代に対する投票の大切さを呼びかけるなど、選挙に関する情報を積極的に発信していることは評価できますが、毎年度費用を掛けて実施する以上は、アンケート調査等を通じた事業効果の検証が必要ではないかと考えます。</p> <p>各取組の成果の分析及び検証を行い、投票率向上につながる効果的な啓発事業等の実施に努めてください。</p>	<p>選挙の必要性や投票の仕方などを分かりやすく示した若者向けのホームページにリンクさせる2次元バーコードを、新有権者に送付するはがきに印刷したことの効果検証として、はがきの送付前後に該当のホームページへ訪問した数を集計しました。</p> <p>12月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・217%増</p> <p>1月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・200%増</p> <p>2月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・増減なし</p> <p>18歳の誕生日を迎え、自身の選挙権を強く意識するこの機会に上記ホームページを閲覧することは、新有権者が投票行動に移るための近道と考えています。検証結果からも、本取組はホームページへ誘導するための有効な手段として一定の効果があつたと言えます。今後は、更に投票行動につながる策を検討します。</p> <p>小中学校生、高校生に対して行っている模擬投票・生徒会選挙支援・選挙出前授業を始め、全市民向けの市民教養講座などのイベントについては、その効果検証の手法について検討を行い、各取組の成果分析をすることで、効果的な選挙啓発の実施につなげます。</p>
4	財援	43	環境部 管理課	今後の経営状況における課題について	<p>前回(平成30年度)の財政援助団体等監査での意見「今後の事業展開について」に対する取組状況について確認したところ、一度協議がされ、課題は認識されているものの、具体的な検討は進んでいませんでした。</p> <p>都市環境サービスでは、令和4年度収支をベースに現状の2班体制を維持することを前提に、令和5年度末に再雇用職員2人が退職になることから、新規採用に伴う人件費の増加、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等を想定して、令和4年度から令和13年度までの10年間の経営状況を予測しています。この経営予測は、退職補充の人数が2人又は1人の場合に分けて作成されており、2人採用の場合は令和6年度以降経常利益が赤字、1人採用の場合は令和9年度以降経常利益が赤字になることが見込まれています。</p> <p>以前から想定されていた、くみ取り件数の減少、退職補充による人件費の増加だけでなく、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等、都市環境サービスを取り巻く環境が変化しており、課題もより深刻になっていると考えます。</p> <p>令和3年度の繰越利益剰余金は5,400万円ですが、経営予測を考慮すると、そう遠くない将来に繰越利益剰余金が枯渇するおそれがあります。早期に会社の方向性を決定し、具体的な課題整理に取り組んでください。</p>	<p>令和5年3月に、三田市・川西市との施設整備などの一時的な処理に関する、し尿処理相互支援協定を結んだため、このことをきっかけに、広域化の可能性を探りつつ、同業他社との合併や、譲渡等合理化の可能性の検討を、令和6年度までに行い、令和9年までには、一定の方針を決定したいと考えています。</p>

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	財援	44	健康福祉部 障害福祉課	地域活動支援センター等事業補助金の特例措置について	<p>本市では、地域活動支援センター及び小規模通所援護事業所(以下「センター及び事業所」という。)を設置し、障害(がい)者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部の補助を行っています。</p> <p>補助金の算定に当たっては、事業費に利用人数を加味して算出しますが、コロナ禍における特例措置として、「特例適用期間中の居宅訪問や電話等で利用者の健康管理や相談支援など、可能な範囲で支援の提供を行った場合(以下「電話連絡等」という。)、利用日とすることを可能」とすることを認めています。令和3年3月26日には上記通知の変更が行われ、「電話連絡について、作業の進捗状況の確認や作業時の体調管理等の支援等、具体的な支援の実施を求める。体調確認のみの電話連絡は日数算定できない。」旨が示されています。なお、特例制度は厚生労働省からの通知が根拠となっており、その通知には「施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。」とあります。</p> <p>電話連絡等による代替支援が適正に行われているか、所管課は事業者から提出される記録で確認していますが、記録は事業者が作成した様式に記載されており、内容は全ての利用者について、同様の文言が1行程度記載されているだけであり、所管課はどのように「できる限りの支援の提供を行った」と判断したのか疑問が残ります。</p> <p>サービス利用者の状況に応じて行われた代替支援の内容が具体的に確認でき、事業者が適正な代替支援を行ったか所管課が判断できるよう、統一した報告様式の作成とともに判断基準の明確化について検討してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症においては状況に変容が見られつつも、代替支援については現状厚生労働省から特に取扱いの変更に関する通達も無く、近隣他市の多くは当面も継続する方向で検討していることから、現状では本市も次年度においても代替支援に対する補助の実施を継続することを検討しています。</p> <p>指摘のとおり、次年度より事業所に対し別添の統一的な記録用紙の使用を義務付け、判断基準についても可能な限り明確化しました。</p>
4	財援	45	健康福祉部 障害福祉課	補助金所要額の算出方法について	<p>宝塚市地域活動支援センター等事業実施及び補助金交付要綱では、「補助対象経費」として建物賃借料等の使用料を含んでいますが、補助金所要額の算定に当たり、「その他の加算」として、建物・施設及び駐車場使用料を上乗せ補助の名目で加算し、補助金を支出しています。</p> <p>「補助対象経費」に含まれる経費について、「その他の加算」として加算している理由について所管課に確認したところ、「施設運営の実態に即した補助とするため、上乗せ補助として加算している。」旨の説明を受けました。</p> <p>施設運営の実態に即した補助とするためという理由は一定理解できますが、真に実態と乖離が生じている経費があるのであれば、その経費について上乗せ補助を行うべきであり、既に「補助対象経費」となっている建物・施設及び駐車場使用料について、「その他の加算」として加算することには疑問が残ります。</p> <p>補助金所要額の算定に当たっては、その内訳、根拠について明確に説明できる制度とするよう努めてください。</p>	<p>補助金所要額の算定にあたっては、過去の要綱制定時の状況や考え方を振り返りつつ、他市との比較や、県の要綱を参考にしながら、適切な補助となるよう制度についての検討に努めます。</p>

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。